

平成24年度 9人制ルールの取り扱いについて

公益財団法人 日本バレーボール協会
国内事業本部 審判規則委員会

『平成24年度 9人制ルール取り扱い』について、3月24日の審判規則委員会合同会議において、平成23年度国内競技会の反省点から以下の点について重点を置き適用することを確認いたしました。

I 改・修正項目

(1) 第5条第5項2 競技参加者の服装

競技者のユニフォームに取り付ける番号の大きさを、胸部の高さ「10cm以上」を「15cm以上」に、背部の高さ「15cm以上」を「20cm以上」に改めた。

(2) 第13条第1項3 正規の競技者交代

正規の競技者交代の回数を、「1セットに3回」を「1セットに4回」に改め、これに伴い次の関連規定を整備した。

(3) 第28条第2項2(2) 副審の責務

副審の責務で、試合中主審に報告する競技者交代の回数を、「3回目」を「3回目、4回目」に改めた。

(4) 公式記録用紙の競技者番号欄に交代競技者番号等の記入欄を増やすとともに、公式記録記入法の規定を改めた。

II 重点項目

1 第13条第1項 正規の競技者交代（競技者交代の要領例 第4表）

(1) 競技者交代は、ラリー終了後、次のサービス許可の吹笛までに、監督またはゲームキャプテンが主審または副審にハンドシグナルを示し、競技者の番号を告げて要求しなければならない。この場合のラリー終了とは、いずれかのチームが相手チームの反則により1点を得た場合をいう。（第8条）

(2) 競技者交代は、それぞれのセットの試合開始前においても要求することができる。この場合は、そのセットの正規の競技者交代として記録する。

- (3) 競技者交代は、1セットに4回、3人を限度として同じ中断中に、複数を、または連続して要求することができる。同時に複数の競技者交代を要求するときは、監督またはゲームキャプテンはその組数を示すものとし、この場合、交代は1組ずつ連続して行う。
- (4) 交代競技者は、交代の要求があったときはコートに入る準備をしていなければならない。交代競技者及び被交代競技者は、交代の要求が認められたときは速やかに記録席近くのサイドライン上で片方の手を上げ、副審の合図で交代する。
- (5) 競技者交代の要求が不当な要求として拒否されたり、試合の遅延となったときは、試合の再開後、一つのラリーがあった後でなければ、そのチームは再び競技者交代を要求することはできない。

第4表 競技者交代の要領例

1～9を先発競技者、10～12を交代競技者とし、また数字は競技者番号で、そのうち1～9は併せてサービス順を示す。

- ① 7→10→7、8→11、9→12
- ② 8→10→8、9→11→12
- ③ 8→10→8、9→11→9
- ④ 8→10→11→8→12
- ⑤ 8→10→8→11、9→12
- ⑥ 8→10→11→12→8
- ⑦ 8→10→11→8、9→12
- ⑧ 8→10→8→11→12

(注)

- ① 同時に複数の競技者交代を要求するときは、監督またはゲームキャプテンはその数を示すものとしているが、その数を示さなかった場合であっても、「連続して要求することができる」ところから、再度競技者交代の要求があったときはその交代は認められる。
- ② 交代競技者は、交代の要求があったときはコートに入る準備をしていなければならない。したがって、競技者交代の要求後にトレーニングウェアなどを脱ぐような場合は、コートに入る準備ができていないため試合の遅延により処理する。
- ③ 競技者交代の要求の際、ウォームアップエリアから走ってくる場合、拒否や遅延の対象とはしないが、歩いてくるような場合は注意する。但し、繰り返された場合は遅延の対象となる。

2 第21条第5項 インターフェア

インプレー中、競技者が次のような行為をしたときは、インターフェアの反則となる。

- (1) 相手チームの競技者に一方的に接触し、その競技者のプレーを妨害したとき。
- (2) 相手コート内にあるボールに、ネットの反対側から故意に触れてプレーをしたとき。
- (3) ネット外側のロープに触れ、相手チームの競技者のプレーを妨害したとき。

(注)

- ① ネットプレーを予測して、ネットに接近し、身体を前に出したり、手および腕を前に出して、相手のネットプレーを妨害した場合は、反則となる。
- ② ネットプレーの前に止まっても、ネットプレーを妨害したことが明らかであれば、反則となる。

3 第19条第3項 サービスの反則

次のいずれかに該当するときは、サービスの反則とする。

- (1) サービス順を誤ってサービスを開始したとき（サービス順の誤り）
- (2) サービスを2回続けて失敗したとき（ダブルフォールト）

(注)

サービス順を誤ってサービスを開始したときの処置手順を再度確認する。

- ① 記録員は、誤ったサーバーが、サービスを開始したときに、ブザーで通告する。
※ サービスを開始する前に通告しない。（副審に間違っていることを話しかけない）
- ② 副審は、片方の手を上げて吹笛をして合図をし、ラリーを止める。
- ③ 副審と記録員は「誤ったサーバーのサービスであった事」の事実と、次のサーバーの番号を確認する。
- ④ 副審は、吹笛をして公式ハンドシグナル⑫を示す。主審は、次にサービスするチーム側の腕を横にあげる。
- ⑤ 副審は、サービス順を誤ったチームのゲームキャプテンを呼んで、次のサーバーの番号を告げる。

4 第17条 特殊な事情による試合の中断と処置

次のような事情で試合を中断する必要があるときは、インプレー中でも直ちにプレーを停止し、ノーカウントとする。同日中に試合の再開が不可能なときは、試合は延期または中止とする。

なお、これらの場合の試合の再開は、第10条第2項に定めるところによる。

- (1) 他のボールや、他のコートの競技者がコートに侵入し、プレーの妨げとなったとき。
- (2) 照明など設備や競技用具が破損または故障したとき。
- (3) 天候の異変、地震等やむを得ない事故が発生したとき。

(注)

- ① 「プレーの妨げになったとき」には、プレーの妨げとなる場合も含むものであり、例えば、サービスが打たれた後にレシーブチームにボールが侵入した場合などが該当する。プレーに妨げにならないところにボールが侵入した場合は、そのままプレーを継続する。
- ② サービスの吹笛後、サービスが打たれる前に、他のボールや他のコート競技者がコートに侵入したときは、片方の手を挙げて止める。(ノーカウントにはしない)
- ③ 「ラリー終了」(第12条1、第13条第1項1)とは、どちらかのチームが得点を得る場合をいうこととする。したがって、ノーカウントになった場合や不法な行為がおきた場合でも得点を伴わないときは、競技者交代及びタイムアウトの要求はできない。

5 第21条第4項 オーバーネット

- (1) インプレー中、競技者がネット上を越えて相手コート内にあるボールに触れたときは、オーバーネットの反則とする。
- (2) オーバーネットの限界線は、ネット上端の白布のふくらみいっぱいまでとし、競技者の手とボールとの接触点で判断する。
- (3) 手または腕がボールに触れた後、相手コート内に出ても反則ではない。

(注)

オーバー・ネットを判定するときは、ボール1個分を目安にアタック側に視点を置くとよい。

6 第25条 不法な行為

競技参加者が、試合中にプレーへの牽制、判定に影響を及ぼすような行為、判定に対する執拗な話しかけや競技参加者の品位を損なう言動等軽度な不法な行為をしたときは、チームに警告をする。この警告は、主審がゲームキャプテンを通じて口頭で与え、公式記録用紙に記録する。その試合中、そのチームが軽度の不法な行為を繰り返したときは、無作法な行為に該当するものとして罰則を適用する。

行為の区分	回数	行為者	罰則内容	提示すべきカード	処置の仕方
無作法な行為	1回目	いずれの競技参加者でも	反則	黄	相手チームに1点とサービス権を与える。
	2回目	同一競技参加者	退場	赤	そのセットの残りの間、ベンチ等から退去させる。
	3回目	同一競技参加者	失格	赤・黄一緒に	その試合の残りの間、ベンチ等から退去させる。
侮辱的な行為	1回目	いずれの競技参加者でも	退場	赤	そのセットの残りの間、ベンチ等から退去させる。
	2回目	同一競技参加者	失格	赤・黄一緒に	その試合の残りの間、ベンチ等から退去させる。
暴力的な行為	1回目	いずれの競技参加者でも	失格	赤・黄一緒に	その試合の残りの間、ベンチ等から退去させる。

7 第6条第3項 サービス順の確認

- (1) 両チームの先発競技者は、試合（セット）開始前、サービス順にエンドラインに整列する。
- (2) サービス順の確認時に公式記録用紙に記載されたサービス順に入っていない競技者がいたときは、チームは記載されている競技者に戻さなければならない。ただし、開始時であっても正規の競技者交代（第13条第1項）を要求し、その競技者をコートに入れることもできる。

(注)

サービスオーダー表には、試合開始時不在の選手であっても、エントリーに記載されている選手はすべて記載して提出する。したがって、副審は提出されたエントリーを確認し、すべて記載されていない場合は、監督に記載させる。

8 公式記録記入法

公式記録記入法に、警告をしたときも記入する。

記載例：

適用した罰則等				不当な要求		チーム (A)	チーム (B)
警告	反則	退場	失格	セット	AB	得点	記載記号例
W				1	B	27:28	警告：W 遅延の罰則：D 競技者：(NO) 監督：C コーチ：AC マネージャー：M 部長：H
	3			3	B	9:8	
D				3	A	9:10	
D				3	B	16:17	
	D			3	A	18:16	

第1セット，A28対B27のとき，Bチームの5番が判定に抗議したので警告。

「警告」欄に「W」，「セット」欄に「1」，「AB」欄に「B」，「得点」欄に「27：28」と記入する。

次のようなときは、特記欄に、セット/チーム（両チームの得点）/その内容の順に簡潔に記載する。

(1) サービス順の誤りで遡って得点を取り消したとき。

反/1/A(4:1)6番のサービスを8番が打った。

※ 「遡って得点を取り消さない場合は、記載しない。

(2) 不法な競技者がプレーしたとき。

● セット没収したとき

セ没/2/B(16:12)No.7不法な競技者がプレーした。

● 試合没収したとき

ゲ没/2/B(16:12)NO.9不法な競技者がプレーした。

(3) 競技者が負傷し、例外的な競技者交代を認めたとき。

例競/1/A(13:14)No.7→No.8

(4) ベンチに交代選手がいないので回復のための3分間のタイム・アウトを与えたとき。

回タ/1/A(4:3)NO.9

(5) 特殊な事情による試合の中断で、試合再開が遅くなったとき、または試合が中止もしくは延期になったとき。

試合の中断/1/(4:6)停電のため中断

(6) セットまたは試合の没収があったとき。

● セット没収した場合

セ没/2/B(16:12)試合の続行を拒否した。

● 試合没収した場合

ゲ没/2/B(16:12)試合の続行を拒否した。

(7) その他主審が特記欄に記入しておくことが必要と認めたとき。